

# 見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年1月17日

全国健康保険協会奈良支部

支部長 河田 光央

## 1 調達内容

- (1) 調達件名 無効被保険者証カードの産業廃棄物の運搬・処分業務
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和4年3月11日
- (4) 契約方法

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。  
なお、見積書には、仕様書に記載する事項の他、本委託業務に要する一切の諸経費を含めた廃棄物1kgあたりの単価及び1回あたりの収集運搬に関する単価を記載すること。(小数点以下第1まで)

契約の決定に当たっては、見積書に記載された各単価に各予定数量を乗じて算出された合計額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税を含まない金額)を見積書に記載すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・令和2・3年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (4) プライバシーマーク、ISO/IEC27001又はJISQ27001認証について、少なくともいずれか1つを取得している者であること。又は就業規則等に個人情報保護の取扱規定等が定められ、個人情報の管理体制が整備されている事業者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 積込み場所、荷卸ろし場所及び処分施設のある場所について、それぞれを管轄する都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の収集運搬及び廃プラスチック類の処分業が事業範

囲に含まれており、リサイクルが可能な事業者であること。

- (8) 今回処理を委託する相当量以上の廃プラスチック類を運搬された当日において適正に処分している実績を有すること。
- (9) 近畿地域に処分施設を有していること。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書の交付場所及び見積書提出先

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階  
全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 担当：小宅  
電話 0742-30-3702

- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階  
全国健康保険協会奈良支部 業務グループ 担当：原田  
電話 0742-30-3704

- (3) 仕様書の交付場所等

上記3(1)の場所にて交付する。

- (4) 見積書の提出期限

令和4年1月31日(月) 午後1時00分

### 4 見積書の提出方法

- (1) 見積書の様式は任意の様式で差し支えないが、件名、見積年月日、事業所名を記載し、代表者印を押印したものに限る。(別添1、参照)
- (2) 見積書には、消費税等抜きを記載すること。
- (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 見積書は、郵送もしくは持参による方法で提出すること。電話、FAX等その他の方法による提出は認めない。
- (5) 見積書の提出期限までに競争参加資格を証明する以下の書類を提出すること。
  - ① 平成31・令和2・3年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)(役務の提供等)資格審査結果通知書の写し 1部
  - ② プライバシーマーク、ISO/IEC27001又はJISQ27001認証について、少なくともいずれか1つを取得していることを証明する書類又は個人情報保護の取扱規定が定められていることを証明する書類 1部
  - ③ 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。  
(保険料納付に係る申立書(別添)、直近1年間：令和2年11月～令和3年10月までの保険料納付確認できる書類の写しを提出) 1部
  - ④ 積込み場所、荷下ろし場所及び処分施設のある場所を管轄する都道府県知事等が交付し

た産業廃棄物の「収集運搬」及び「処分」に係る許可書の写し 各 1 部

⑤本業務と同様の業務を過去に受託した実績を証明する書類及び処分施設等の所在地を示す書類 1 部

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は、仕様書による。
- (5) 見積結果については、別途参加者に連絡する。

以上

## 【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条 役職員であった者は、退職後 2 年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。